

(※重点取組(◆)については、見直し部分のみ抜粋)

さっぽろ障がい者プラン(現行)の体系	見直し後のイメージ
<p>分野1 理解促進</p>	<p>分野1 理解促進</p>
<p>1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進</p> <p>2 公共サービス従事者などに対する理解促進</p> <p>3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報</p> <p>◆北海道障がい者条例の普及</p> <p>◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介</p> <p>◆障がい当事者等の意見反映</p> <p>4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進</p>	<p>⇒ 分野10へ</p>
<p>分野2 生活支援</p>	<p>分野2 生活支援</p>
<p>1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備</p> <p>◆障がいのある方に対する権利擁護、虐待防止策の推進</p> <p>◆消費者被害防止ネットワーク事業</p> <p>2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進</p> <p>3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援</p> <p>4 地域福祉を担う人材育成・確保</p>	<p>⇒ 分野10へ</p> <p>⇒ 分野9へ</p>

<p>ぶんや ほけん いりょう 分野3 保健・医療</p>	<p>ぶんや ほけん いりょう 分野3 保健・医療</p>
<p>1 しょう げんいん しつぺい よぼう たいさく そうき ほけん そうき りょういく じゅうじつ 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実</p> <p>2 しょう たい てきせつ ほけん いりょう さーびす じゅうじつ 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実</p> <p>3 せいしん ほけん いりょう じゅうじつ 精神保健・医療の充実</p>	
<p>ぶんや せいかつ かんきょう 分野4 生活環境</p>	<p>ぶんや せいかつ かんきょう 分野4 生活環境</p>
<p>1 ばりあふりー もと すいしん バリアフリーに基づくまちづくりの推進</p> <p>2 ゆき たいさく さいがい じ とう あんぜん たいさく すいしん 雪対策、災害時等の安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ふゆ ぶらん すいしん 冬のみちづくりプランの推進 ◆ ふくし さんぎょう きょうどう けんきゅう じぎょう 福祉産業共同研究事業 ◆ じゅうたく ぼうか たいさく すいしん 住宅防火対策の推進 ◆ しょう じ しゃ しせつ しゅうぜん とう たい しえん けんとう 障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討 ◆ さつぽろし ちいき ぼうさい けいかく さいがい じ よう えんご たいさく 札幌市地域防災計画における災害時要援護対策 ◆ さいがい じ よう えんご しゃ ひなん しえん たいさく 災害時要援護者避難支援対策 ◆ さいがい じ きんきゆう うけいれ かん かんけい しかん きょうてい 災害時の緊急受入に関する関係機関との協定 ◆ しゃかい ふくし しせつ とう あんぜん たいさく すいしん 社会福祉施設等の安全対策の推進 	<p>⇒ ぶんや 分野9へ</p>

<p>分野5 教育・育成</p>	<p>分野5 教育・育成</p>
<p>1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実</p> <p>◆ 子どもの権利救済機関の運営</p> <p>2 早期療育の充実</p> <p>3 学校教育の充実</p> <p>4 卒業後の支援</p>	<p>⇒ 分野10へに再掲</p>
<p>分野6 雇用・就労</p>	<p>分野6 雇用・就労</p>
<p>1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実</p> <p>2 雇用の場の拡大(一般就労、福祉的就労)</p> <p>3 福祉施設から一般就労への移行推進</p>	
<p>分野7 情報・コミュニケーション</p>	<p>分野7 情報アクセシビリティ</p>
<p>1 情報バリアフリー化の推進</p> <p>2 情報提供の充実</p> <p>3 コミュニケーション支援体制の充実</p>	
<p>分野8 スポーツ・文化</p>	<p>分野8 スポーツ・文化</p>
<p>1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援</p>	

分野9 安全・安心【新規】

1 雪対策、災害時等の安全対策の推進(⇒分野4から)

◆冬のみちづくりプランの推進

◆福祉産業共同研究事業

◆住宅防火対策の推進

◆障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討

◆札幌市地域防災計画における災害時要援護対策

◆災害時要援護者避難支援対策

◆災害時の緊急受入に関する関係機関との協定

◆社会福祉施設等の安全対策の推進

2 消費者被害の防止

◆消費者被害防止ネットワーク事業(⇒分野2から)

分野10 差別の解消及び権利擁護の推進【新規】

1 障がい者理由とする差別の解消の推進

◆北海道障がい者条例の普及(⇒分野1から)

○障害者差別解消法の適切な運用等について掲載する

2 権利擁護の推進

◆権利擁護の推進(⇒分野2から)

◆虐待防止対策の推進(⇒分野2から)

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介(⇒分野1から)

◆障がい当事者等の意見反映(⇒分野1から)

◆子どもの権利救済機関の運営(再掲)